

各地区の申告受付日

2 月			3 月		
16日	金	上町・仲町	1日	木	大 満
17日	土	土曜開庁相談日	2日	金	上 台
19日	月	本 町	3日	土	土曜開庁相談日
20日	火	越生東一	5日	月	唐沢・上野東
21日	水	越生東二	6日	火	上野一
22日	木	如意・如意東・しらさぎ	7日	水	上野二
23日	金	河原・新宿	8日	木	小 杉
24日	土	土曜開庁相談日	9日	金	黒山・龍ヶ谷
26日	月	黒 岩	10日	土	土曜開庁相談日
27日	火	鹿下・古池	12日	月	上谷・堂山
28日	水	西和田	13日	火	津久根・麦原
			14日	水	大谷・成瀬
			15日	木	(予備日)

場 所 役場2階会議室

受付時間 平 日：午前9時～11時、午後1時～4時

土曜日：午前9時～11時

※2月21日・22日は税理士の無料申告相談を行います。

町県民税、所得税の申告は右のとおり申告受付を行います。指定日に来られない場合は、別の日に申告することも可能です。比較的、午後は空いています。

医療費控除や住宅借入金等特別控除などによる還付申告は、1月4日から税務署で行うことができます。

次の申告は税務署での受付です

○土地・建物・株、ゴルフ会員権などの譲渡所得

○住宅借入金等特別控除（初回）

○青色申告

○平成28年分以前の所得税の申告

○雑損控除を受ける方

○源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の受給者

※その他、申告の内容によっては税務署へ直接申告をお願いする場合があります。

税務課からのお願い

申告に関する問い合わせは、2月15日以前にお願いします。申告期間中は税務課窓口でお待ちせしたり、お答えが遅くなったりする場合があります。また、土曜日の申告は、内容によって税務署への確認や対応可能な職員の数が少ないため、再度来庁していただく場合があります。平日に来庁するか、ご自身で申告書を作成し郵送するよう、ご協力をお願いします。

町民課からのお願い

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、毎年申告する必要があります。国民健康保険税の所得割額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費の支給や入院時の食事代など、所得に応じて軽減措置を設けていますが、申告しない場合、軽減を受けられない可能性がありますので、申告期間内に忘れずに申告してください。

軽減が適用されるのは、世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）および国保加入者全員が所得の申告した世帯に限られます。

問 町民課 国保年金担当
TEL 内線121・122

申告に必要なもの

- ① 役場や税務署から送付された「確定申告のお知らせ」または「申告書」（送付されている方のみ）
- ② マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ※ 通知カードの場合は免許証、パスポート等の本人確認書類が必要です。
- ※ 扶養親族がいる場合、全員分必要です。
- ③ 本人または扶養親族が障がい者の場合は、身体障がい者手帳など
- ④ 学生は、学生証
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 申告者本人名義の口座番号の分かる資料（所得税の還付申告予定の方）
- ⑦ 給与所得・年金所得のある方は、源泉徴収票（原本）
- ⑧ 事業所得・不動産所得のある方は、収支内訳書・収入金額と必要経費のわかる帳簿類・領収書など

- ※ 収支内訳書は、帳簿などから事前に作成してください。
- ⑨ その他の所得者は、平成29年中の収入（所得）内容がわかる書類
- ⑩ 平成29年中に支払った各種関係書類
- ⑪ 社会保険（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）の領収書や証明書など
- ⑫ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ⑬ 寄附金控除を受ける方は、寄附をした際の領収書
- ⑭ 医療費控除を受ける方は、平成29年中にかかった医療費通知または、医療費の領収書や、保険で補填された場合はその金額がわかる書類など
- ※ 医療費通知や医療費の領収書は、事前に個人・医療機関ごとにまとめ金額を集計してください。
- ⑮ セルフメディケーション税制を受ける方は、特定健康診査や定期健康診断等の一定の取組を行った領収書や

医療費控除について

自分や家族などのために、平成29年1月から12月までに支払った医療費の合計金額が10万円（その年の所得が200万円未満の方は所得の5%）を超えた場合は、医療費控除を受けることができます。

【対象になる例】

- 医師や歯科医師による診療代・治療代
- 治療や療養に必要な医薬品の購入費（薬事法に規定されているもの）
- 診療などで電車やバスなどの公共交通機関を使用した場合の交通費
- 6か月以上寝たきりの状態で、医師の治療を受けている人のおむつ代（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要）
- 介護保険制度の下で提供されている一定のサービス（領収書に医療費控除対象額が記載されています）

【対象にならない例】

- インフルエンザなどの予防接種費
- 健康診断や人間ドックの診断料（健康診断の結果、引き続き治療を受ける場合は、医療費控除に含まれます）
- 自家用車で通院した場合の、ガソリン代や駐車場代
- 血圧計や体温計などの健康維持のための器具購入費用
- 風邪予防のうがい薬や栄養ドリンク・サプリメント代
- 文書料（診断書料）

※詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー」をご覧ください。

結果通知書と対象となるスイッチOTC薬（レシート等に★印等の記載がありセルフメディケーションの対象商品であるもの）のレシートなど

※事前にとりまとめ金額を累計してください（詳しくは国税庁のホームページを参考にしてください）。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

●次に該当する住宅借入金等特別控除は、税務署へ直接申告をお願いします

○初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
○増改築、認定長期優良住宅

の新築等、住宅借入金を連帯債務、ローンの借り換え、マイホームを譲渡した方、中古住宅を購入した方

町県民税の申告

●町から町県民税の申告書が届いた方へ（発送は2月上旬）

収入がなかった方は、必要事項を記入し、郵送でも提出できます。税務署から発送される申告書については、税務署へお問い合わせください。

問 税務課 課税担当

TEL 内線 134・135

所得税等の確定申告

●所得税・復興特別所得税の還付申告

次のような方で源泉徴収された税金が納めすぎになっているときは、確定申告により税金が戻ってくる場合があります。

- ①源泉徴収されている原稿料・配当金などが少額で、その他の所得も少ない方
- ②給与所得者で、雑損・医療費・寄附金・住宅借入金等

特別控除等を受ける方

③平成29年中に中途退職し、その後年末調整を受けられなかった方

●申告期間について

○所得税・復興特別所得税の確定申告

申告期間 2月16日（金）～3月15日（木）

納付期限 3月15日（木）
○消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告

申告・納付期限 4月2日（月）

○贈与税の申告
申告期間 2月1日（木）～3月15日（木）

税務署からのお知らせ

●申告書等の作成には、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

役場や税務署の申告会場は混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、期間中であればいつでもご利用できます。案内に従って操作・入力すれば、税額などが自動計算されます。作成した確定申告書等は印刷して郵送等により提出できます。

す。また、申告書を作成中に、操作方法がわからなくなった場合などは、「e-tax」作成コーナーヘルプデスク（TEL 0570-015901）にお問い合わせください。

●マイナンバーの記載等について

申告書には、申告者本人や控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。また、申告者本人はマイナンバーカードの写し（表裏面）または、通知カード＋運転免許証もしくは公的医療保険の被保険者証の写しが必要となります。

●川越税務署の確定申告受付期間

2月16日（金）～3月15日（木）
※土・日曜日除く（2月18日、25日の日曜日は実施します）

時間 午前9時～午後5時

場所 川越税務署

受付内容 事業所得、不動産所得、青色・白色申告、譲渡所得、医療費控除、住宅借入金特別控除など

問 川越税務署

TEL 2359411

T 3508666 川越市

大字並木4522